

蘭越町木彫品制作組合 規約

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この組合は蘭越町木彫品制作組合という

(組 織)

第 2 条 この組織は組織役員と制作員営業販売員で組織する

(目 的)

第 3 条 この組合は蘭越町の木材を以て木彫品及び木製品を制作し
冬期失業対策事業の一環としても又町の活性化の推進に貢献
する事を目的とする

(事 業)

第 4 条 この組合は前条の目的を達成する為、次の事業を行う
月 1 回技術交換会を行う、年 1 回木彫生産地研修見学を
行う

(事務所)

第 5 条 この組合の事務所は組合長宅に置く

第2章 組 合 員

(組合員の種別)

第6条 この組合員は制作組合員と協賛組合員の2種とする

2. 制作組合員とは木彫制作する組合員を云う

3. 協賛組合員とはこの組合の意に賛同し、組合の発展推進を計る組合員を云う

(加 入)

第7条 この組合に加入は随時なるも組合長の賛同を得るものとする

(組合費及び運営費)

第8条 この組合の運営費は理事会の決議によって定める

2. 組合にて木彫品を制作し製品価格の三割りを販売所の運営費とする

(組合費及び運営費の納入)

第9条 制作組合員は製品の収入の三割を収入時に於て支払いする

2. 協賛組合員は組合費の納入は無いものとする

(会計年度)

第10条 この組合の会計年度は毎年1月1日に始まり12月31日に終るものとする

第3章 組合理事

(理事及び常任理事)

- 第11条 この組合に理事及び常任理事をおく
2. 理事の選出については総会で決定する

第4章 役員

(役員の種類)

- 第12条 この組合に次の役員をおく

組 合 長	一名
制 作 長	一名
会 計 長	一名
会計・監査	二名
理事及び常任理事	若干名

(役員を選出)

- 第13条 役員を選出は総会で選任する

(役員の任期)

- 第14条 役員の任期は2か年とする但し再任を妨げない
2. 役員は任期満了後においてもその後任が任するまで職務を行うものとする

(細 則)

第15条 この規約に規定するものの他この組合の業務を執行する為
必要な細則は理事会の決議を経て定めるものとする

本規約は平成 11 年 7 月 1 日より施行する



名称	事務室	図書室	音楽室	体育館	校舎
用途	事務	図書	音楽	体育	授業
面積	100.00㎡	100.00㎡	100.00㎡	100.00㎡	100.00㎡
構造	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨
階数	1F	1F	1F	1F	1F
完成	1990年	1990年	1990年	1990年	1990年

蘭越町木彫品製作組合 組合員名簿

役 職	氏 名	所 属	住 所
顧 問	■■■■■ /	■■■■■	■■■■■
顧 問	■■■■■		■■■■■
会 計	■■■■■ /	■■■■■	■■■■■
会計監査	■■■■■ /		■■■■■
会計監査	■■■■■ /	■■■■■	■■■■■

製作組合員	氏 名	所 属	住 所
組 合 員	■■■■■		■■■■■
製 作 長	■■■■■ /	■■■■■	■■■■■
製 作 員	■■■■■	■■■■■	■■■■■
製 作 員	■■■■■	■■■■■	■■■■■
製 作 員	■■■■■	■■■■■	■■■■■
製 作 員	■■■■■ /	■■■■■	■■■■■
製 作 員	■■■■■		■■■■■
木材供給者	■■■■■ /	■■■■■	■■■■■
販売担当	■■■■■ /	(14)	■■■■■

代表責任者

■■■■■